

忘れていませんか？

国民健康保険の手続き



加入している健康保険が変更になった場合、その都度手続きが必要になります。手続きが遅れると、さかのぼって保険料を納めたり、医療費を返納したりと、手間が増えてしまいます
わからない事があれば、お気軽にお問い合わせください

国民健康保険に入るとき、またはやめるときは、14日以内に届け出をすることになります。
なお、75歳になり、後期高齢者医療制度に移行となる方は、手続きの必要はありません。

国民健康保険に入るとき	届け出に必要なもの	
他の市区町村から転入したとき	転入届	印鑑
職場の健康保険をやめたとき	健康保険資格喪失証明書	
職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき		
子どもが生まれたとき	母子健康手帳	
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書	
加入の手続きが遅れると、国保の加入資格を得た月までさかのぼって保険料を納めなければなりません。また、手続きしていない間の医療費は一時的に全額自己負担になります。		

国民健康保険をやめるとき	届け出に必要なもの	
他の市区町村へ転出するとき	保険証、転出届	印鑑
職場の健康保険に入ったとき	国保と職場の両方の保険証	
職場の健康保険の被扶養者になったとき		
死亡したとき	保険証	
生活保護を受け始めたとき	保険証、保護開始決定通知書	
脱退の届け出が遅れると、届け出までの間、国保の保険証で受診した医療費の国保負担分を全額返納しなければなりません。		

その他こんなときにも	届け出に必要なもの	
保険証を紛失したとき	身分を証明するもの	印鑑
就学のために住所を変更するとき	保険証、転出届、在学証明書	
指定施設等に住所を変更するとき	保険証、転出届	
指定施設等とは...病院または診療所への入院、児童福祉施設、障がい者支援施設、養護老人ホームまたは特別養護老人ホーム、介護保険施設など		

保険料の納め忘れはありませんか

納期限を過ぎた保険料をまだ納めていない方は、至急納付してください。納付書を紛失した場合は再発行できますのでお問い合わせください。なお、長い間、保険料を納めないと、保険給付の差し止めや、財産差し押さえなどの処分を受けることになります。

解雇などで離職した方の保険料の軽減

会社の倒産や解雇などの理由で離職し、会社で加入していた健康保険から国保に移る方は、保険料の軽減が受けられます。また、すでに国保に加入している方も対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

問合せ先 市国保医療助成課